

# 輸出水産食品取扱施設の認定加速化緊急支援事業実施要領

制定 令和3年1月28日2食産第5437号  
農林水産省食料産業局長通知  
改正 令和3年3月31日2食産第6846号  
改正 令和3年12月24日3輸国第3307号  
改正 令和4年3月31日3輸国第5401号  
改正 令和5年12月1日5輸国第3212号  
改正 令和6年12月18日6輸国第3226号  
改正 令和7年●月●日●輸国第●号

## 第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄の○の(○)の輸出水産食品取扱施設の認定加速化緊急支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるものほか、本要領により実施するものとする。

## 第2 補助事業者

1 交付等要綱別表1の補助事業者の欄の16の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食品事業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、独立行政法人、地方独立行政法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合若しくは輸出組合又は法人格を有しない団体であって輸出・国際局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすことを要するものとする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
  - (2) 代表者の定めがあること。
  - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
  - (4) 年度ごとに事業計画、收支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第6の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて輸出・国際局長に提

出して、その承認を受けるものとする。

### 第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）が求める輸入条件に適合する施設としての認定等の加速化を図るため、全国を対象に以下の事業を実施する民間団体等に対して支援する。

#### 1 衛生管理に係る講習会等の開催

全国の食品製造・流通業者等を対象に、米国やEU等向け輸出水産食品取扱施設の認定取得に向けた専門家による一般衛生管理や衛生管理に係る講習会等を開催する（講習会等の内容に応じた資料の作成も含む。）。また、受講者を対象としたアンケート調査等を行うとともに、受講後の活動についてフォローアップを行う。

（補助対象経費）

講師手当、人件費、旅費、賃金、消耗品費、役務費、委託費等

（補助率）

定額

#### 2 施設認定支援

##### （1）施設認定支援

輸出先国が求める輸入条件に適合する施設の認定のための審査、施設認定後に当該施設が輸出先国の求める輸入条件に適合しているかどうかの確認等を行う。

（補助対象経費）

旅費、謝金、人件費、賃金、使用料及び賃借料、審査員手当、役務費、印刷製本費、委託費、消耗品費並びに通信運搬費等

（補助率）

1／2以内

##### （2）品質・衛生管理専門家現地指導

食品の生産、製造、加工又は流通を行う施設に品質・衛生管理の専門家を派遣し、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設としての認定や輸出に対応するために必要な認証取得等を受けるために必要な一般衛生管理の徹底や衛生管理の導入等に係る課題について、改善のための助言や技術的指導を行う。

（補助対象経費）

専門家手当、人件費、旅費、賃金、消耗品費、役務費、委託費等

(補助率)

1／2以内

#### 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度とする。

#### 第5 採択基準等

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

##### 1 必須となる基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp/entry>）に登録していること。
- (5) 第3の2の(1)の事業については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）に基づく登録認定機関であること。

##### 2 優先採択に係る基準

輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定に向けた事業内容であること。

#### 第6 支援の要件

補助事業者は、別記様式2の事業実施計画の環境負荷低減のチェック項目に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしていること。

#### 第7 事業実施手続

##### 1 事業実施計画の提出

補助事業者は、交付等要綱第6の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、輸出・国際局長に提出し、必要な調整を行うものとする。

ただし、交付等要綱第6の3の規定に基づく、事業実施計画の変更（交付等要綱第6の3の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第15の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。なお、別記様式1及び別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、そ

の添付を省略できるものとする。

## 2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の輸出・国際局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 交付等要綱別表1の○の(○)の本事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

(4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

## 3 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより輸出・国際局長に提出し、必要な調整を行うものとする。

ただし、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

## 4 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るために交付決定の前に事業に着手する場合にあっては、補助事業者は、あらかじめ、輸出・国際局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した本事業に関する交付決定前着手届(別記様式3)を輸出・国際局長に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合においては、補助事業者は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、補助事業者は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日を記載するものとする。

(3) 輸出・国際局長は、(1) ただし書による交付決定前の着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようとするものとする。

## 第8 事業実施状況の報告及び指導

## 1 事業実施状況の報告

補助事業者は、交付等要綱第 33 の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式 2）に準じて事業実施状況報告書を作成し、輸出・国際局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

## 2 事業実施状況の途中報告

輸出・国際局長は、1 の規定にかかわらず、必要に応じて、事業実施の途中、補助事業者に対し、事業実施状況を報告するよう求めることができるものとする。

## 第 9 事業遂行状況の報告

交付等要綱第 18 に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに交付決定者（交付等要綱第 9 の 2 に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第 19 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付等要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

## 第 10 報告又は指導

輸出・国際局長は、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。
- 2 証明書発給等を行う機関の体制整備及び輸出事業者支援事業実施要領（令和 2 年 1 月 31 日元食産第 4520 号農林水産省食料産業局長通知）
- 3 廃止前の 2 に掲げる通知により令和 2 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した令和 2 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和3年12月24日から施行する。
- 2 この要領により改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和6年12月18日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和7年●月●日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1 (第2関係)

番 号  
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

輸出水産食品取扱施設の認定加速化緊急支援事業特認団体承認申請書

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度 ( 年 月 ~ 年 月 )

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

(注) 事業実施計画の添付をもって記載に代えることができる。

9 特記すべき事項

10 添付書類<sup>(注)</sup>

(1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されている直近の事業計画並びに収支予算等

(2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)

(3) その他参考資料

(注) 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式2（第7、第8関係）

番 号  
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

令和〇年度輸出水産食品取扱施設の認定加速化緊急支援事業実施計画の提出  
(変更、中止又は廃止)について

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4  
輸国第3859号農林水産事務次官依命通知）第6の1の規定に基づき、関係書類を添  
えて、提出（変更、中止又は廃止の承認）する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第6の1」を「第6の3」とすること。
- 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、提出した事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内  
容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該  
変更の対象外となるものについては、省略する。
- 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃  
止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記  
載すること。
- 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和  
〇年度輸出水産食品取扱施設の認定加速化緊急支援事業実施計画の実施結果  
の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画  
添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	補助事業者		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合計						

- (注) 1 事業種類は、交付等要綱別表1の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付等要綱別表1の輸出水産食品取扱施設の認定加速化緊急支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができます。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、当該税額がない場合には「該当なし」を、当該税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ計の備考欄に記入すること。

## 第2 個別事業実施計画添付資料

### 1 事業の目的

### 2 事業の内容

### 3 事業の実施方法

### 4 事業の実施スケジュール

### 5 事業の実施目標（達成すべき成果）、波及効果

(例) 現地指導を実施した施設における輸出施設の認定数を増加させ、輸出の拡大を促進する。

### 6 事業成果・効果の検証方法

### 7 環境負荷低減のチェック項目

#### (1) エネルギーの節減

- ・ 工場や倉庫、オフィス、車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- ・ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める（照明、空調、ウォームビズ・クールビズの利用等）
- ・ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する

#### (2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・ プラ等廃棄物の削減、適正な処理に努める
- ・ 資源の再利用の検討

#### (3) 環境関係法令の遵守等

- ・ みどりの食料システム戦略の理解
- ・ 関係法令の遵守
- ・ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
- ・ (機械等を扱う事業者の場合) 機械等の適切な整備と管理に努める

□ 上記の取組を事業実施期間中に全て実施する

(注) 上記□にチェックを入れること (☑とすること)

## 8 添付資料

- (1) 必要に応じて資料を添付すること。
- (2) 記載事項、別添第1及び第2について既に提出している資料の内容と重複している場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注) 2～4については、第3の1及び2の事業ごとに記入すること。

別記様式3（第7関係）

番 号  
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

輸出水産食品取扱施設の認定加速化緊急支援事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

(別添)

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注: 「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

(注) 上記分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。